

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大和市長

## 公表日

令和5年8月2日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	個人住民税事務				
②事務の内容	<p>地方税法その他の関係法令及び条例等に定める地方税のうち住民税(個人住民税)の賦課に関する事務。            ※住民等からの申告に基づき住民税額を計算し、賦課決定(通知書等発送)を行う。申告内容の精査、申告のない者への調査などを適時実施する。            ※住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書を発行する。</p> <p>①申告受付業務            ○住民・国税庁からの申告書(確定申告書、住民税申告書)を收受する。            ○事業所からの支払報告書(給与支払報告書・公的年金報告書)を收受する。            ※受付したデータの一部を委託業者に提供し、電子データ化する。</p> <p>②課税業務            ○賦課に必要な住所情報、生活保護情報、障害者情報など連携システムを経由して取得する。            ○①の各種申告情報を個人住民税システムに取り込み、申告内容の精査を行う。            ○精査後、課税資料を個人で名寄せし住民税額を算出する。</p> <p>③賦課決定(通知書等発送)業務            ○住民税が特別徴収(給与からの天引き)の場合、事業所等に特別徴収に関する通知書を送付する。            納税者は事業所等を経由して特別徴収決定通知書が交付される。            ○住民税が普通徴収(本人が納付)の場合、納税者に納税通知書等を送付する。            ※住民税が公的年金等特別徴収(公的年金等からの天引)の場合、市と年金保険者間で公的年金等特別徴収事務に関するデータの送受信を行う。</p> <p>④調査業務(代表的な調査を記述)            ○扶養控除等の対象要件の調査            ○各種支払報告書等課税資料の調査            ○給与支払報告書未提出事業所の調査            ○申告書等の未提出者の調査            ※調査後、①の申告内容に変更が生じた場合など、再度住民税額を算出し③の賦課決定(通知書等発送)業務を行う。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける事務の内容&gt;            ○情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システムとデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。            ○特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>				
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満				
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

<p>①システムの名称</p>	<p>個人住民税システム</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>①課税対象者管理機能 ○賦課期日(1/1)時点において課税権のある住民に関する情報を管理する。</p> <p>②当初課税資料管理機能 ○給与支払報告書、公的年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書、その他課税資料等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。</p> <p>③課税情報管理機能 ○賦課決定した所得・控除・税額等の情報を管理する。 ○特別徴収義務者(事業者)は特別徴収税額等の情報を管理する。</p> <p>④期割情報管理機能 ○住民税の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。</p> <p>⑤異動・更正処理機能 ○所得、控除等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。 ○特別徴収者が退職等により異動が生じた場合に住民税徴収方法変更処理を行う。</p> <p>⑥扶養情報管理機能 ○課税資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。</p> <p>⑦通知書等発行機能 ○普通徴収に関する通知書や特別徴収に関する通知書を発行する。</p> <p>⑧証明書発行機能 ○納税者(個人)単位又は世帯単位で、非課税も含む課税証明書を発行する。</p> <p>⑨他団体への通知機能 ○法令等で定められている通知書(他団体あてに294-3通知や税務署連絡せん等)を発行する。</p> <p>⑩公的年金特別徴収事務機能 ○公的年金からの特別徴収事務における、市と年金保険者とで必要なデータの作成、取込を行う。</p> <p>⑪国税連携関係事務機能 ○国税庁から送られてきた確定申告書の内容の精査、管理を行う。 ※⑩及び⑪について、eLTAXを通じて取得したデータを個人住民税システムに取込場合は媒体を介して行う。</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[○] 宛名システム等</p> <p>[ ] その他 ( )</p> <p>[○] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 税務システム</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>①団体内統合宛名番号付番機能 ○団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。</p> <p>②宛名情報等管理機能 ○団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>③中間サーバー連携機能 ○中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。</p> <p>④既存システム連携機能 ○既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。</p> <p>⑤権限管理機能 ○団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム3	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	<p>①宛名番号付番機能 ○宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。</p> <p>②宛名情報等管理機能 ○宛名管理システムにおいて、住登者および住登外者の宛名情報等を個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人市民税ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一の16項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠  (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121項  (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 27, 28, 31, 31の2の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 39の2, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の5, 45, 47, 49, 49の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2の2, 59の2の3, 59の3, 59の4条  (3) 番号法第19条第8号(条例関係事務)</p> <p>2 情報照会の根拠  (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第27項  (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市外の被扶養者
その必要性	公平、公正な課税を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報が必要
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 技術的事項(エラーコードなど) )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識別情報 対象者を特定するために記録</li> <li>○連絡先情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録</li> <li>○業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税関係情報 : 賦課を行うための必要な所得税情報を保有</li> <li>・地方税関係情報 : 算出した住民税額など賦課決定情報を保有</li> <li>・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために保有</li> <li>・障害者関係情報 : 障害者控除の適用など正確な賦課実施のための判断情報として保有</li> <li>・年金特徴関係情報 : 年金特別徴収事務に関する情報を保有</li> <li>・技術的事項 : 正確な賦課実施のためにエラーコードを保有</li> </ul> </li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年3月
⑥事務担当部署	総務部市民税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 生活援護課 障がい福祉課 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁 年金保険者 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( 給与支払者 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム )</li> </ul>



②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム )	
③使用目的 ※	住民税の公平・公正な賦課、事務の効率化	
④使用の主体	使用部署	総務部 市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑤使用方法	1. 申告情報取得に関する事務 <input type="checkbox"/> 住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する <input type="checkbox"/> 賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する 2. 賦課決定に関する事務 <input type="checkbox"/> 申告情報における課税資料の個人特定を行う。 <input type="checkbox"/> 障害者控除適用者は、控除額の確認を行う。 <input type="checkbox"/> 複数申告情報がある者は、名寄せ(一本化)を行う。 <input type="checkbox"/> 生活保護者などの非課税判定を行い、賦課情報を作成する。 <input type="checkbox"/> 税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する。 <input type="checkbox"/> 普通徴収対象者の場合は納税者に、特別徴収対象者の場合は事業所・年金保険者へ税額を通知する。 3. その他事務 <input type="checkbox"/> 必要に応じて調査事務を実施して、徴収方法の変更・税額更正等を行なう。	
	情報の突合	前提条件:宛名情報又は基本4情報を使用して各業務の資格情報と突合する。 <input type="checkbox"/> 課税資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1、2、3】 <input type="checkbox"/> 障害者関係情報と申告情報を突合して、申告内容の確認を行う【上記2】 <input type="checkbox"/> 生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記2】
⑥使用開始日	平成27年6月1日	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (                    3 ) 件	
委託事項1	入力データ作成業務委託	
①委託内容	各紙資料をデータ化、イメージ化する作業の委託 ※主な紙資料:給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	
③委託先名	株式会社北斗システム	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
委託事項2	eLTAX(エルタックス)業務委託	
①委託内容	eLTAXの運用管理に関する委託	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	

③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の業務内容や履行場所(市民税課事務室)以外での作業は認めていないなどセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑥再委託事項	eLTAX運用保守作業
<b>委託事項3</b>		運用保守業務(大和市基幹業務システム再構築・運用保守業務委託(債務負担行為))
①委託内容		個人住民税システムの運用保守
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社RKKCS
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項6~10</b>		
<b>委託事項11~15</b>		
<b>委託事項16~20</b>		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 64 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 15 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第1項)	
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
<b>提供先2~5</b>		
提供先2	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第2項)	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
<b>提供先3</b>	健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第3項)	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第4項)	
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第6項)	
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	

③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先7</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先9</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先10</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度



提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第20項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先13	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先15</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先17</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先18</b>	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先19</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度



<b>提供先20</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>移転先1</b>	こども部ほいく課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第8項)
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支援対象児童及びその保護者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	○随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	健康福祉部生活援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第15項)
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要保護者及び被保護者であった者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	○随時

<b>移転先3</b>	総務部収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第17項)
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民税関係情報
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	住民税賦課決定時
<b>移転先4</b>	街づくり施設部街づくり総務課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第19項)
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者及び同居者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="checkbox"/> 認定申請時等(変更があればその都度) <input type="checkbox"/> 随時
<b>移転先5</b>	市民経済部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第30項)
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び擬制世帯主
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="checkbox"/> 保険料等当初賦課決定時 <input type="checkbox"/> 随時

移転先6～10	
<b>移転先6</b>	こども部こども総務課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第37項)
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	○年次処理(支給決定時) ○随時(変更が生じた場合)
<b>移転先7</b>	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第47項)
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	手当支給該当者及び保護者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	○随時
<b>移転先8</b>	こども部こども総務課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第49項)
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童の扶養義務者(ただし、世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者に限る)
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	○随時
<b>移転先9</b>	こども部こども総務課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第56項)
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童及び保護者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	○年次処理(給付決定時) ○随時(変更が生じた場合)

<b>移転先10</b>	市民経済部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第59項)
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条五条の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="checkbox"/> 保険料等当初賦課決定時 <input type="checkbox"/> 随時
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先11</b>	健康福祉部健康福祉総務課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第63項)
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要支援者及び被支援者であった者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先12</b>	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第68項)
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者の属する世帯員
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="checkbox"/> 保険料等当初賦課決定時 <input type="checkbox"/> 随時

<b>移転先13</b>	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第84項)
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉サービス若しくは医療費助成申請者及びその世帯員
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="radio"/> 年次処理(給付決定時) <input type="radio"/> 随時(変更が生じた場合)
<b>移転先14</b>	こども部ほいく課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第94項)
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童の世帯員
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="radio"/> 年次処理(給付決定時) <input type="radio"/> 随時(変更が生じた場合)
<b>移転先15</b>	市民経済部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第95項)
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	日本年金機構により選定された該当者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="radio"/> 随時
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

○セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。  
○サーバへのアクセスは複数の認証が必要。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
○中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。  
○特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考



## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

<b>提供先1</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先2</b>	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第38項)
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用について援助に関する事務で主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先3</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先4</b>	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第40項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先5</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度



提供先6～10	
提供先6	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第48項)
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第53項)
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先8	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第54項)
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先9</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第57項)
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先10</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第58項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先11</b>	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第59項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先12</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先13</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先14</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第63項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先15</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第64項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第65項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先17</b>	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第66項)
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先18</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第67項)
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先19</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第70項)
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度



## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

<b>提供先1</b>	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第74項)
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先2</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第80項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度



<b>提供先3</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第84項)
②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先4</b>	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第85の2項)
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度



<b>提供先5</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第91項)
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先7</b>	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第92項)
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第94項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先9</b>	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第97項)
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先10</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第101項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11～15	
提供先11	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第102項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第103項)
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先13</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先14</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第107項)
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先15</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第108項)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第113項)
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先17</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第114項)
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先18</b>	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第115項)
②提供先における用途	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先19</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第116項)
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先20	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第117項)
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度



## II 特定個人情報ファイルの概要

<b>提供先1</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第120項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先2</b>	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第121項)
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先3</b>	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第17項)
②提供先における用途	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者

⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先4</b>	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一(第38項)
②提供先における用途	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。)の減免、調査(犯則事件の調査を含む。)、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
<b>提供先5</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	
①法令上の根拠	







①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先17</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先18</b>	

①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> [ ] 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> [ ] 電子メール <input type="checkbox"/> [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [ ] 紙 <input type="checkbox"/> [ ] その他 (      )
⑦時期・頻度	
<b>提供先19</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> [ ] 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> [ ] 電子メール <input type="checkbox"/> [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [ ] 紙 <input type="checkbox"/> [ ] その他 (      )
⑦時期・頻度	
<b>提供先20</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> [ ] 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> [ ] 電子メール <input type="checkbox"/> [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [ ] 紙 <input type="checkbox"/> [ ] その他 (      )
⑦時期・頻度	



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 課税台帳ファイル

○課税情報

・宛名番号	・年度 分	・履歴連番	・処理日	・異動日	・異動事由
・異動事由補足	・申告区分	・徴収区分	・指定番号	・整理番号	・受給者番号
・納税者番号	・税務署連絡区分	・強制課税区分	・手入力区分	・前住地課税区分	・賦課所在地コード
・営業等所得	・営業所得(営業等内訳)	・他事業所得(営業等内訳)	・漁業所得(営業等内訳)	・農業所得	・肉用牛所得
・肉用牛売却価格	・不動産所得	・利子所得	・株式配当所得	・配当所得控除無分	・配当所得(少額)
・給与所得	・公的年金所得	・雑所得	・譲渡一時所得	・一時所得(2分の1前)	・総合短期所得
・総合譲渡長期所得	・分離山林所得	・退職所得	・分離事業雑所得	・分離短期所得	・分離短期軽減所得
・分離長期一般所得	・分離長期優良所得	・分離長期居住所得	・分離上場株式所得	・分離未公開株式所得	・分離先物取引所得
・山林所得(特控後)	・短期一般所得(特控後)	・短期軽減所得(特控後)	・長期一般所得(特控後)	・長期優良所得(特控後)	・長期居住所得(特控後)
・上場株式所得	・未公開株式所得	・合計所得金額	・総所得金額・総所得金額等	・純損失	・雑損失
・先物取引繰越控除	・専従者控除_配偶者	・専従者控除_その他	・前々年の変動所得	・前年の変動所得	・変動所得
・臨時所得	・特別控除_一時	・前々年の変動所得	・特別控除_総合譲渡	・特別控除_短期	・特別控除_短期軽減
・特別控除_長期一般	・特別控除_長期優良	・特別控除_長期居住	・特別控除_山林	・特別控除_上場株式	・特別控除_未公開株式
・給与収入(一般)	・給与(特定控除)	・公的年金収入	・本人_特別障害	・本人_他障害	・本人_寡婦
・本人_寡夫	・本人_勤労学生	・本人_未成年	・本人_夫あり	・控対配あり	・控対配老人
・配偶者所得	・扶養_一般	・扶養_特定	・扶養_老人同居	・扶養_老人合計	・扶養_障害(特別同居)
・扶養_障害(特別合計)	・扶養_障害(その他)	・青色申告区分	・専従者_配偶者	・専従者_その他	・控除_雑損
・控除_医療費	・控除_社会保険料	・控除_小規模	・控除_生保	・控除_損保	・控除_寄付金
・控除_配偶者特別	・控除_配偶者	・控除_本人	・控除_扶養	・控除_扶養障害	・控除_基礎
・生命保険_支払額	・生命保険_個人年金	・損害保険_地震	・損害保険_旧長期	・所得控除_合計	・退職_退職収入
・退職_所得税用退職	・退職_勤続年数	・退職_障害区分	・所得税_控除_損保	・所得税_控除_生保	・所得税_控除_配偶者特別
・所得税_控除_寄付金	・所得税_合計所得	・所得税_所得控除計	・所得税_その他税額控除	・所得税_所得税額	・計算値_合計所得金額
・計算値_控除額合計	・計算値_配当控除	・計算値_特別減税額	・計算値_所得税額	・課税_総合	・課税_肉用牛
・課税_山林	・課税_退職	・課税_事業雑	・課税_短期	・課税_短期軽減	・課税_長期優良
・課税_長期居住	・課税_上場株式	・課税_未公開株式	・課税_先物取引	・課税_合計	・市_総合
・市_肉用牛	・市_山林	・市_退職	・市_事業雑	・市_短期	・市_短期軽減
・市_長期一般	・市_長期優良	・市_長期居住	・市_上場株式	・市_未公開株式	・市_先物取引
・市_合計	・市_配当控除	・市_外国税額控除	・市_調整額	・市_定率控除額	・市_端数
・市_所得割	・市_減免額(所得割)	・市_均等割	・市_減免額(均等割)	・県_総合	・県_肉用牛
・県_山林	・県_退職	・県_事業雑	・県_短期	・県_短期軽減	・県_長期一般
・県_長期優良	・県_長期居住	・県_上場株式	・県_未公開株式	・県_先物取引	・県_合計
・県_配当控除	・県_外国税額控除	・県_調整額	・県_定率控除額	・県_端数	・県_所得割
・県_減免額(所得割)	・県_均等割	・県_減免額(均等割)	・差引年税額	・収入_営業等	・収入_営業(営業等内数)
・収入_漁業(営業等内数)	・収入_他事(営業等内数)	・収入_農業	・収入_肉用牛	・収入_不動産	・収入_利子
・収入_株式配当	・収入_配当(控除無分)	・収入_配当(少額配当分)	・収入_雑	・収入_一時	・収入_総合譲渡短期
・収入_総合譲渡長期	・収入_分離事業雑	・収入_分離短期	・収入_分離短期軽減	・収入_分離長期一般	・収入_分離長期優良
・収入_分離長期居住	・収入_分離山林	・収入_分離上場株式	・収入_分離未公開株式	・収入_先物取引	・損益_経常所得
・損益_分離短期	・損益_分離短期軽減	・損益_総合譲渡短期	・損益_分離長期一般	・損益_分離長期優良	・損益_分離長期居住
・損益_譲渡一時	・損益_分離山林	・損益_退職	・特例適用条文長期	・特例適用条文短期	・配当割額
・配当譲渡割の控除額(市町村)	・配当譲渡割の控除額(県)	・併徴元区分	・転送区分	・株式譲渡繰越損失	・システム作成日
・更新日	・更新時間	・市_配当譲渡割控除不足額	・県_配当譲渡割控除不足額	・市_調整控除額	・県_調整控除額
・所得_分離長期居住特例	・長期居住特例繰越損失	・収入_配当(私募)	・収入_配当(一般外貨)	・所得_配当(私募)	・所得_配当(一般外貨)
・所得税_外国税額控除	・所得税_住宅ローン控除	・資料番号	・住宅取得等控除_入力値	・市_税源移譲_入力値	・市_住宅取得税額控除
・県_住宅取得控除	・市_税源移譲税額控除	・県_税源移譲税額控除	・翌年申告作成区分	・住宅取得等特別控除_計算値	・住宅取得等可能額
・県_税源移譲_入力値	・調査コード	・上場配当繰越損失	・住宅用課税標準額	・住宅用所得税額	・譲渡割額
・寄附金(ふるさと納税)	・寄附金(共同募金・日赤支部)	・寄附金(市区町村条例指定)	・寄附金(都道府県条例指定)	・市_寄附金	・県_寄附金
・所得_分離上場配当	・収入_分離上場配当	・課税_上場配当	・市_上場配当	・市_上場配当	・住宅借入金等可能額(H21~)
・翌年度用給与支払額	・翌年度用社保	・還付加算起算日	・減免区分	・普徴減免開始月	・特徴減免開始月
・減免率	・国外所得総額	・外国所得税額	・扶養_年少	・特定寄附金	・震災関連寄附金
・特定震災指定寄附金	・認定NPO寄附金	・寄附金税額控除	・新生命保険_支払額	・新生命保険_個人年金	・生命保険_介護医療
・医療費の支払額	・寄附金(ワンストップ特例)	・市_申告特例控除額	・県_申告特例控除額	・業務雑所得	・その他雑所得
・所得金額調整控除額	・本人_ひとり親				

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

2. 当初資料情報

○確定申告書、住民税申告書

- ・宛名番号
- ・徴収区分
- ・パンチ生年月日
- ・営業等所得
- ・利子所得
- ・給与所得
- ・一時所得(2分の1前)
- ・分離山林所得
- ・分離長期(一般)所得
- ・分離未公開株式所得
- ・総所得金額等
- ・専従者控除\_配偶者
- ・平均課税(変動所得)
- ・分離短期所得特別控除
- ・分離長期(居住)所得特別控除
- ・給与収入(一般)
- ・本人控除(特別障害)
- ・本人控除(勤労学生)
- ・配偶者所得
- ・扶養控除(老人)
- ・青色申告区分
- ・医療費控除
- ・地震保険料控除
- ・基礎控除
- ・地震保険料支払額
- ・退職用勤続年数
- ・所得税配偶者特別控除
- ・所得税その他税額控除
- ・計算値配当控除
- ・収入(その他事業)
- ・利子収入
- ・雑収入
- ・分離事業・雑収入
- ・分離長期(優良)収入
- ・分離未公開株式収入
- ・配当割額
- ・配当収入(私募証券)
- ・所得税外国税額控除
- ・住宅取得等特別控除計算値
- ・調査コード
- ・寄附金(市条例指定)
- ・住宅取得等可能額(H21~)
- ・特定寄附金
- ・寄附金控除(税額控除)
- ・新生命保険料個人年金支払額
- ・業務雑所得
- ・年度分
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・農業所得
- ・配当所得(配当控除適用分)
- ・公的年金所得
- ・総合短期所得
- ・分離事業雑所得
- ・分離長期(優良)所得
- ・分離先物取引所得
- ・純損失の金額
- ・専従者控除\_その他
- ・平均課税(臨時所得)
- ・短期軽減所得特別控除
- ・分離山林所得特別控除
- ・給与収入(専従)
- ・本人控除(その他障害)
- ・本人控除(未成年)
- ・扶養控除(一般)
- ・扶養控除(同居特別障害)
- ・専従者控除(配偶者)
- ・社会保険料控除
- ・寄附金控除
- ・生命保険料支払額
- ・所得控除\_合計
- ・退職用障害区分
- ・所得税寄附金控除
- ・所得税\_所得税額
- ・計算値所得税額
- ・収入(農業)
- ・配当収入(配当控除適用分)
- ・一時収入
- ・分離短期収入
- ・分離長期(居住)収入
- ・分離先物取引収入
- ・株式譲渡繰越損失
- ・配当収入(一般外貨建)
- ・所得税住宅ローン控除
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・譲渡割額
- ・寄附金(都道府県条例指定)
- ・国税連携区分
- ・震災関連寄附金(限度額80%の分)
- ・退職用特定役員区分
- ・生命保険料介護医療支払額
- ・その他雑所得
- ・資料番号
- ・整理番号
- ・納税者番号
- ・肉用牛所得
- ・配当所得(配当控除適用無分)
- ・雑所得
- ・総合譲渡長期所得(2分の1前)
- ・分離短期譲渡
- ・分離長期(居住)所得
- ・合計所得金額
- ・雑損失の金額
- ・平均課税(前々年変動所得)
- ・一時所得特別控除
- ・分離長期(一般)所得特別控除
- ・上場株式所得特別控除
- ・給与(特定控除)
- ・本人控除(寡婦)
- ・控除対象配偶者あり
- ・扶養控除(特定)
- ・扶養控除(特別障害)
- ・専従者控除(その他)
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・配偶者特別控除
- ・個人年金支払額
- ・退職収入(現年課税分)
- ・所得税損害保険料控除
- ・所得税合計所得
- ・計算値合計所得金額
- ・収入(営業等)
- ・収入(肉用牛)
- ・配当収入(配当控除適用無分)
- ・総合譲渡短期収入
- ・分離短期軽減収入
- ・分離山林収入
- ・特例摘要条文長期
- ・分離長期(居住特例)所得
- ・配当所得(私募証券)
- ・住宅取得等特別控除
- ・税源移譲減額計算値
- ・寄附金(ふるさと納税)
- ・分離上場配当所得
- ・還付申告区分
- ・特定震災指定寄附金(税額控除適用分)
- ・申告日時
- ・医療費の支払額
- ・所得金額調整控除額
- ・申告区分
- ・受給者番号
- ・税務署連絡区分
- ・不動産所得
- ・少額配当所得
- ・譲渡一時所得
- ・退職所得
- ・分離短期軽減所得
- ・分離上場株式所得
- ・総所得金額
- ・先物取引繰越控除
- ・平均課税(前年の変動所得)
- ・総合譲渡所得特別控除
- ・分離長期(優良)所得特別控除
- ・未公開株式所得特別控除
- ・公的年金収入
- ・本人控除(寡夫)
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・扶養控除(老人同居)
- ・扶養控除(その他障害)
- ・雑損控除
- ・生命保険料控除
- ・配偶者控除
- ・損害保険\_長期支払額
- ・所得税用退職所得
- ・所得税生命保険料控除
- ・所得税所得控除計
- ・計算値控除額合計
- ・収入(漁業)
- ・収入(不動産)
- ・配当収入(少額配当分)
- ・総合譲渡長期収入
- ・分離長期(一般)収入
- ・分離上場株式収入
- ・特例摘要条文短期
- ・長期(居住特例)の繰越損失
- ・配当所得(一般外貨建等証券)
- ・翌年申告作成区分
- ・発送区分
- ・寄附金(共同募金・日赤支部)
- ・分離上場配当収入
- ・年少扶養
- ・認定NPO寄附金(税額控除適用分)
- ・新生命保険料支払額
- ・寄附金(ワンストップ特例)
- ・本人\_ひとり親

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

2. 当初資料情報

○給与支払報告書

- |                   |                |                  |
|-------------------|----------------|------------------|
| ・宛名番号             | ・年度分           | ・資料番号            |
| ・申告区分             | ・徴収区分          | ・指定番号            |
| ・整理番号             | ・受給者番号         | ・パンチ氏名カナ         |
| ・パンチ生年月日          | ・専給区分          | ・給与収入一般          |
| ・給与収入専従           | ・給与特定控除        | ・給与所得            |
| ・所得控除合計           | ・源泉徴収税額        | ・源泉徴収税額計算値       |
| ・控除対象配偶者あり        | ・控除対象配偶者あり(老人) | ・配偶者特別控除         |
| ・扶養_特定            | ・扶養_同居老親       | ・扶養_老人合計         |
| ・扶養_一般            | ・扶養_障害(特別同居)   | ・扶養_障害(特別合計)     |
| ・扶養_障害(その他)       | ・控除_小規模企業共済等掛金 | ・控除_社会保険料        |
| ・控除_生命保険料         | ・控除_損害保険料      | ・控除_住宅取得特別       |
| ・前職分給与            | ・配偶者所得         | ・生命保険_個人年金支払額    |
| ・損害保険_長期支払額       | ・本人控除(未成年)     | ・乙欄区分            |
| ・本人控除(特別障害)       | ・本人控除(その他障害)   | ・本人控除(寡婦)        |
| ・本人控除(寡夫)         | ・本人控除(勤労学生)    | ・死亡退職            |
| ・災害者              | ・外国人           | ・就退職区分           |
| ・就退職年月日           | ・国民年金保険料等      | ・住宅取得等特別控除可能額    |
| ・住宅居住開始年月日1       | ・住宅居住開始年月日2    | ・住宅借入金等年末残高1     |
| ・住宅借入金等年末残高2      | ・住宅借入区分1       | ・住宅借入区分2         |
| ・住宅借入区分3          | ・年少扶養人数        | ・生命保険_支払額        |
| ・新生命保険_支払額        | ・新生命保険_個人年金支払額 | ・生命保険_介護医療支払額    |
| ・住宅借入金等特別控除適用数    | ・非居住者である親族の数   | ・控除対象扶養親族の欄外記載有無 |
| ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無 |                | ・所得金額調整控除額       |
| ・基礎控除の額           | ・本人控除(ひとり親)    |                  |

○年金支払報告書

- |                |             |              |
|----------------|-------------|--------------|
| ・宛名番号          | ・年度分        | ・資料番号        |
| ・徴収区分          | ・指定番号       | ・パンチ生年月日     |
| ・パンチ氏名カナ       | ・年金収入       | ・年金所得        |
| ・源泉徴収税額        | ・源泉徴収税額計算値  | ・控除対象配偶者あり   |
| ・控除対象配偶者あり(老人) | ・本人控除(特別障害) | ・本人控除(その他障害) |
| ・本人控除(寡婦)      | ・本人控除(寡夫)   | ・扶養控除(特定)    |
| ・扶養控除(同居老親)    | ・扶養控除(老人合計) | ・扶養控除(一般)    |
| ・扶養控除(同居特別障害)  | ・扶養控除(特別障害) | ・扶養控除(その他障害) |
| ・控除控除(社会保険料)   | ・年少扶養人数     | ・非居住者である親族の数 |



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

○扶養関係情報

- |       |      |          |           |
|-------|------|----------|-----------|
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・扶養者宛名番号 | ・扶養関係コード  |
| ・履歴連番 | ・作成日 | ・照会区分    | ・被扶養者宛名番号 |

○申告特例通知書

- |          |          |        |         |
|----------|----------|--------|---------|
| ・宛名番号    | ・年度分     | ・資料番号  | ・寄附先コード |
| ・パンチ氏名カナ | ・パンチ生年月日 | ・パンチ性別 | ・合計寄附金額 |

○記載番号情報

- |         |      |       |      |
|---------|------|-------|------|
| ・宛名番号   | ・年度分 | ・対象区分 | ・記載順 |
| ・記載個人番号 |      |       |      |

○障害者情報

- |           |            |           |          |
|-----------|------------|-----------|----------|
| ・賦課期日情報   |            |           |          |
| ・宛名番号     | ・年度        | ・履歴連番     | ・氏名カナ    |
| ・氏名漢字     | ・生年月日      | ・性別       | ・町名      |
| ・番地       | ・方書        | ・世帯番号     | ・世帯主かな   |
| ・世帯主氏名漢字  | ・記載順位      | ・続柄名      | ・続柄区分    |
| ・現存区分     | ・人格区分      | ・住民となる判定日 | ・住民となる事由 |
| ・住民でなくなる日 | ・住民でなくなる事由 | ・配偶者宛名番号  | ・生活保護区分  |
| ・障害者区分    | ・国保資格      | ・介護保険資格   | ・国民年金資格  |
| ・国民年金記号   | ・国民年金番号    | ・後期高齢資格   | ・申告書作成区分 |
| ・前年申告区分   | ・前年徴収区分    | ・本人_未成年   | ・郵便番号    |
| ・住登外課税区分  | ・申告発送日     | ・生保開始日    | ・生保終了日   |
| ・詳細コード    | ・発送管理      |           |          |

○生活保護情報

- |           |            |           |          |
|-----------|------------|-----------|----------|
| ・賦課期日情報   |            |           |          |
| ・宛名番号     | ・年度        | ・履歴連番     | ・氏名カナ    |
| ・氏名漢字     | ・生年月日      | ・性別       | ・町名      |
| ・番地       | ・方書        | ・世帯番号     | ・世帯主かな   |
| ・世帯主氏名漢字  | ・記載順位      | ・続柄名      | ・続柄区分    |
| ・現存区分     | ・人格区分      | ・住民となる判定日 | ・住民となる事由 |
| ・住民でなくなる日 | ・住民でなくなる事由 | ・転出確定区分   | ・配偶者宛名番号 |
| ・生活保護区分   | ・障害者区分     | ・国保資格     | ・介護保険資格  |
| ・国民年金資格   | ・国民年金記号    | ・国民年金番号   | ・後期高齢資格  |
| ・各種情報     | ・申告書作成区分   | ・前年申告区分   | ・前年徴収区分  |
| ・本人_未成年   | ・郵便番号      | ・住登外課税区分  | ・市町村コード  |
| ・申告発送日    | ・生保開始日     | ・生保終了日    | ・詳細コード   |
| ・発送管理     |            |           |          |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

3. 年金特徴情報

○年金特徴対象者情報

- |            |              |              |          |
|------------|--------------|--------------|----------|
| ・捕捉年度      | ・宛名番号        | ・データ区分       | ・履歴番号    |
| ・レコード区分    | ・市町村コード      | ・特別徴収義務者コード  | ・通知内容コード |
| ・特別徴収制度コード | ・作成年月日       | ・年金保険者用整理番号1 | ・年金コード   |
| ・生年月日      | ・性別          | ・氏名カナ        | ・氏名漢字    |
| ・郵便番号      | ・住所カナ        | ・住所漢字        | ・各種区分コード |
| ・処理結果コード   | ・各種年月日       | ・各種金額1       | ・各種金額2   |
| ・各種金額3     | ・年金保険者用整理番号2 | ・特徴開始月       | ・特徴開始期別  |
| ・特徴依頼日     | ・突合結果コード     | ・突合区分        | ・特徴状態    |
| ・レコード番号    | ・システム作成日     | ・各種金額4       | ・各種金額5   |
| ・各種金額6     | ・各種金額7       | ・各種金額8       | ・停止年月    |
| ・個人番号      |              |              |          |

○年金特徴受理情報(天引結果、中止結果)

- |             |              |              |             |
|-------------|--------------|--------------|-------------|
| ・捕捉年度       | ・依頼周期        | ・依頼年月日       | ・ファイル名      |
| ・レコード区分     | ・市町村コード      | ・特別徴収義務者コード  | ・通知内容コード    |
| ・特別徴収制度コード  | ・作成年月日       | ・年金保険者用整理番号1 | ・生年月日       |
| ・年金コード      | ・性別          | ・氏名カナ        | ・氏名漢字       |
| ・郵便番号       | ・住所(カナ)      | ・住所(漢字)      | ・各種区分コード    |
| ・処理結果コード    | ・各種年月日       | ・各種金額欄(金額1)  | ・各種金額欄(金額2) |
| ・各種金額欄(金額3) | ・年金保険者用整理番号2 | ・レコード番号      | ・システム作成日    |
| ・各種金額4      | ・各種金額5       | ・各種金額6       | ・各種金額7      |
| ・各種金額8      | ・停止年月        | ・個人番号        |             |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

4. 宛名基本

- |         |          |         |            |
|---------|----------|---------|------------|
| ・宛名番号   | ・小学校区コード | ・自治コード  | ・電話区分      |
| ・履歴連番   | ・中学校区コード | ・氏名かな   | ・FAX       |
| ・適用日    | ・投票区コード  | ・氏名漢字   | ・メールアドレス   |
| ・登録業務   | ・算定団体コード | ・本名かな   | ・郵便返却区分    |
| ・住民票コード | ・生年月日    | ・本名漢字   | ・登録事由      |
| ・世帯番号   | ・和暦生年月日  | ・郵便番号   | ・重複統一用個人番号 |
| ・現存区分   | ・表示用生年月日 | ・郵便番号BC | ・番号制度個人番号  |
| ・人格区分   | ・性別      | ・町名     | ・番号制度法人番号  |
| ・国籍コード  | ・市町村コード  | ・番地     | ・支所コード     |
| ・大字コード  | ・方書      | ・地区コード  | ・本番        |
| ・代表者肩書  | ・行政区コード  | ・枝番1    | ・代表者氏名     |
| ・班コード   | ・枝番2     | ・電話番号   |            |

5. 統合宛名

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ・統合宛名番号   | ・履歴連番     | ・システムコード  | ・個別宛名番号   |
| ・個人番号     | ・住民種別     | ・住民状態     | ・漢字氏名     |
| ・内字氏名     | ・フリガナ     | ・性別       | ・生年月日     |
| ・住所_住所コード | ・住所_漢字住所  | ・住所_内字住所  | ・住所_漢字方書  |
| ・住所_内字方書  | ・住所_郵便番号  | ・通称名_漢字氏名 | ・通称名_内字氏名 |
| ・通称名_フリガナ | ・併記名_漢字氏名 | ・併記名_内字氏名 | ・併記名_フリガナ |
| ・英字氏名     | ・符号取得状況   | ・削除フラグ    |           |

6. 事業所情報

- |            |            |        |          |
|------------|------------|--------|----------|
| ・科目コード     | ・科目詳細コード   | ・宛名番号  | ・納付書出力区分 |
| ・連絡先       | ・共済区分      | ・公務員区分 | ・納期特例区分  |
| ・総括はがき作成区分 | ・郵振作成区分    | ・国番    | ・普徴義務者区分 |
| ・義務者取消区分   | ・個人事業主一人番号 |        |          |

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人市民税ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・事業所等からの支払報告書や申告書の情報は国税連携やeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐欺・奪取が行われることはない。 ・住民からの申告情報は、申告者の情報であることを確認したうえで取得しており、不適切に入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムで権限管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御をおこなっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	・所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。 ・異動等により所属が変わる際には、職員の所属情報を変更することに伴い自動的にアクセス権限が変更される。 ・個別にアクセス権限の発行時には、必要なアクセスの詳細を判断し、責任者の承認を得て発行・登録する。 ・異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止の登録を行う。 ・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・パスワードは定期的に変更するようにシステムでの制御を行っている。その際は変更前と同じものは使用できないように制御している。 ・ユーザIDやアクセス権を管理者が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更または廃止する。 システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、システム上一定期間保存する。また記録は定期的に管理者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課担当課においては、外部媒体へのデータのコピーは制御されており、持ち出せないように制限されている。</li> <li>・その他関係部署は、閲覧のみに制限されており、データにアクセスできないようにしている。</li> <li>・職員には個人情報保護について研修を行い、非正規職員は業務上知りえた情報の業務外利用禁止に関する内容を含む誓約書に署名している。</li> <li>・アクセスログの管理や業務時間以外に利用できないように制限し、事務外の利用を抑止している。</li> </ul>	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>情報資産の取扱いに関する「特記事項」を定め、これを含めて契約している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上知り得た非公開情報の内容についての漏えい禁止</li> <li>・目的外利用の禁止、第三者へ提供の禁止</li> <li>・複写又は複製の禁止</li> <li>・安全管理体制の徹底、事故報告義務</li> <li>・業務終了後の速やかな返還</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	<p>・再委託を行う場合には、上記と同様に情報資産の取扱いに関する「特記事項」の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</p>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>・提供は、番号法及び関係法令で定められている場合のみ行う。</p> <p>・新たに提供・移転を開始するときには、個人情報保護主管課と協議する。</p>	
その他の措置の内容	<p>・庁内連携システムを利用する場合は、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録が逐一保存される。</p> <p>・特定の権限者以外は情報照会・提供できず、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止。</p> <p>・番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか提供・移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;物理的対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が保有されているサーバーの設置場所では、監視カメラやICカードでの入退室管理を行っている。</li> <li>・端末設置場所、記録媒体・紙媒体の保管場所について施錠管理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び、施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;技術的対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税システムは、庁内のみの独立したネットワークにのみ搭載されており、外部接続していない。</li> <li>・eLTAX等外部接続のシステムには、ファイアウォール等を設置している。</li> <li>・個人住民税システムは、ログインパスワードを設定する他、パソコン利用時にはICカードによる認証を必要としている。また、利用するパソコンには外部デバイス制御を行い、外部入出力装置への出力を無効化している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	保有個人情報および特定個人情報等を適正に取り扱うため、全庁で実施される研修等に参加し、漏えいリスクの低減を図るように努めている。
<b>10. その他のリスク対策</b>	
-	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大和市総務部総務課 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334
②請求方法	開示・訂正・利用停止それぞれ指定の様式により、請求する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部市民税課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5232
②対応方法	・必要に応じて、問い合わせ内容及びそれに対する対応を記録に残す。 ・紛失、漏えい、盗難、誤送付等の事故が発生した場合は、「大和市保有個人情報に係る事故の対応に関する要領」に基づき対応する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月4日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	総務部総務課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334	総務部市民税課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5232	事後	
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)		次の項目を追加 1. 課税台帳ファイル ○課税情報 ・医療費の支払額・寄附金(ワンストップ特例)・市_申告特例控除額・県_申告特例控除額	事後	
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)		次の項目を追加 2. 当初資料情報 ○確定申告書、住民税申告書 ・医療費の支払額・寄附金(ワンストップ特例) ○給与支払報告書 ・住宅借入金等特別控除適用数・非居住者である親族の数・控除対象扶養親族の欄外記載有無・16歳未満扶養親族の欄外記載有無 ○年金支払報告書 ・非居住者である親族の数	事後	
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)		次の項目を追加 3. 年金特徴情報 ○年金特徴対象者情報 ・各種金額(4~8)・停止年月・個人番号 ○年金特徴受理情報(天引結果、中止結果) ・各種金額(4~8)・停止年月・個人番号	事後	
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)		次のファイルを追加 2. 当初資料情報 ○申告特例通知書 ○記載番号情報	事後	
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)		次のファイルを追加 6. 事業所情報	事前	
平成28年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	システムズ・デザイン株式会社	株式会社新日本コンピュータサービス	事後	
平成29年7月10日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 青木和美	市民税課長 奥山友圭	事後	
平成29年7月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無(提供先の追加)		次の提供先(法令上の根拠)を追加 ・番号法第19条第7号 別表第二(第38項) ・番号法第19条第7号 別表第二(第85の2項)	事後	
令和1年8月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 奥山友圭	市民税課長	事後	
令和1年8月20日	V 評価実施手続き しい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年5月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	記載のとおり	記載のとおり	事後	
令和3年8月12日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	記載のとおり	記載のとおり	事後	
令和3年8月12日	別添1ファイル記録項目		業務雑所得、その他雑所得、所得金額調整控除額、本人ひとり親、基礎控除の額、本人控除(ひとり親)	事後	
令和3年9月1日	基本情報、ファイルの概要 シートの該当部分	・番号法第19条第7号、第8号	・番号法第19条第8号、第9号	事前	
令和4年4月12日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる情報連携②法	記載のとおり	記載のとおり	事後	
令和4年4月12日	II 特定個人情報ファイルの概要の5. 特定個人情報の提供・	記載のとおり	記載のとおり	事後	